

氷見市土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、氷見市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、氷見市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社の事務所を氷見市役所内に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、氷見市公告式条例の例により行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち理事長、副理事長及び常務理事はそれぞれ1人とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、副理事長に事故があるとき、又は、副理事長が欠けたときはその職務を代理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項各号の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、氷見市長が任命する。

2 理事長は、理事のうちから氷見市長が選任する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後において後継者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員)

第11条 公社の事務を処理するため必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の理事及び職員は、理事長の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は、定数の3分の1以上の理事若しくは、監事から請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長を持ってこれに充る。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項及び次条第2項の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は、出席したものとみなす。

5 理事長は、緊急の必要がある場合において理事会を開催する時間的余裕がないと認めるときは、理事に対し書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正もしくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属する事項

(6) その他会社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項第1号から第3号までに掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

- 3 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第18条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

(事業年度)

第19条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び財務諸表)

第20条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに氷見市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第21条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第22条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(解散)

第23条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た上、議会の議決を経て知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において債務を弁済して、なお残余財産があるときは、その財産は氷見市に帰属する。

(規程への委任)

第24条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず氷見市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日の翌日の日から昭和50年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月20日富山県指令市第443号)

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年7月8日富山県指令市第429号）

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成21年1月15日富山県指令市第12号）

この定款は、富山県知事の認可のあった日から施行する。